

飲食店等一時支援金 よくある質問と回答

1. 制度全般

	質問内容	回答
1	支給額を一律10万円とした理由は？	令和3年11月(国月次支援金(令和3年4~10月)終了後)から令和4年3月までの5ヶ月間の原材料負担増加分の試算値に相当する額として10万円としました。また、審査・支給を迅速に行うため、一律の支給額とさせていただきます。
2	一時支援金の対象となる「飲食店等」の「等」とは、何を指すか？	遊興施設(バー、スナック、カラオケ店等)や結婚式場などを想定しています。
3	一時支援金の対象とならない施設は？	飲食店等の営業許可を有していても、テイクアウト専門店やデリバリー専門店、自動販売機、飲食スペースを有さないキッチンカーはこの支援金の対象とはなりません。
4	なぜ対象を「認証店」に限っているのか？	引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に取り組んで頂く必要がありますが、認証店は、県が定めた感染拡大防止対策に協力いただいていることを踏まえて、認証店に限定しています。
5	今からでも「認証店」の認証取得ができるか？	まだ認証申請を受け付けています。詳細は、兵庫県のワクチン・検査パッケージ適用事業者登録及び認証事務局コールセンター(電話:078-272-6511)に確認してください。
6	この一時支援金は大企業でも申請することはできるか？	申請可能です。
7	兵庫県内に店舗があるが、本社は東京都内である。この一時支援金を申請することはできるか？	申請可能です。
8	この一時支援金は課税対象か？	課税対象であると聞いています。所得税または法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際は、必ず申告してください。詳しくは、税務署や税理士にご確認ください。
9	この一時支援金は会計上どのように処理すべきか？	どの勘定科目に計上すべきかなど、会計上の処理については、税理士等にご相談ください。
10	廃業することも考えているが、この支援金を申請できるか？	この一時支援金には飲食店等の事業継続を支援する目的もありますので、廃業される場合は、支給対象外となります。少なくとも令和4年4月以降も、申請店舗の営業を継続される方が支給対象です。

2. 支給要件等

	質問内容	回答
11	この一時支援金を受けるためには、いつ時点までに認証店となっていることが必要か？	【2月18日修正】 原則として、申請時点で認証取得していることが必要です。まだ取得されていない方は、令和4年2月28日までに認証取得の申請をしたうえで、令和4年2月28日までに一時支援金の申請を提出されれば、受け付けます。その後、認証ステッカーを取得されたことを確認できれば、審査を進めて、一時支援金の支給の可否を決定します。
12	適正店認証制度について教えてほしい。	兵庫県ホームページをご覧ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html 問い合わせ先は、兵庫県のワクチン・検査パッケージ適用事業者登録及び認証事務局コールセンター(電話:078-272-6511)になります。
13	法人税法別表第1に規定する公共法人とは？	地方公共団体や国立大学法人、地方独立行政法人などです。詳しくは、インターネットの法令検索等で確認してください。
14	NPO法人や協同組合も、対象となるか？	認証店を運営していれば対象となります。
15	この一時支援金を受けるためには、過去の飲食店に対する休業・時短協力金を受けていることが条件となるのか？	過去の協力金を支給されたことを、この一時支援金の支給条件とはしません。ただし、飲食店としての営業実態がない等の理由で協力金が不支給となった店舗については、この一時支援金でも慎重に審査させていただく場合があります。
16	この一時支援金を受けるためには、今、飲食店にかかっている県の要請(時短要請等)に応じていることは必要か？	それを支給条件とすることは想定していません。
17	この一時支援金を受けるためには、飲食店・喫茶店の営業許可が必要なのはなぜか？	飲食店等を適法に営業していることを確認させていただくためです。
18	飲食店等を、令和3年12月末で閉店したが、営業中は認証店だった。一時支援金を申請することはできるか？	この一時支援金には、認証店の事業継続を支援する目的もあることから、既に廃業された店舗について申請することはできません。(令和4年4月以降も営業を継続することを支給条件とします。)
19	今回の飲食店等一時支援金を支給されるためには、原油価格等の高騰の影響を受けていることが必要か？また、それはどのような資料で証明すれば良いか？	原油価格等の高騰の影響を受けていることが支給条件ですが、その証明書類を申請に添付していただくことは予定していません。ただ、審査において必要であれば提出をお願いすることがありますので、関係書類を各自で保存しておいてください。
20	10月の時短要請が解除された後に、新規開店した飲食店である。県の認証も取得している。今回の飲食店等一時支援金を申請することはできるか？	申請可能です。

	質問内容	回答
21	飲食店であるが、昼間のみ営業する、酒・カラオケを提供していないため、休業・時短協力金の対象外だった。代わりに、国の月次支援金を申請して支給された。今回の飲食店等一時支援金と中小法人等一時支援金のどちらを申請すれば良いか？	【1月12日修正】 原則として、認証店であれば飲食店等一時支援金に申請してください。また、認証店でなければ、同時期に申請受付する兵庫県の「中小法人等一時支援金」に申請することができます。
22	県の認証ステッカーを申請しているが、まだもらえていない。2月28日までにステッカーをもらえなければ、一時支援金を申請できないのか？	【2月18日追加】 令和4年2月28日までに認証取得申請をしたうえで、令和4年2月28日までに一時支援金の申請を提出されれば、受け付けます。その後、認証ステッカーを取得されたことを確認できれば、審査を進めて、一時支援金の支給の可否を決定します。

3. 申請方法・手続

	質問内容	回答
23	実際の支給のスケジュールは？	令和4年1月17日から申請受付を開始する予定です。申請書を、できるだけ簡素な内容として、申請者の負担軽減及び審査の迅速化を図り、2月初旬から支給を開始していく予定です。
24	認証ステッカーを取得したが、支援金を受け取るためには、別途申請する必要があるか？	認証制度とは別制度であるため、支援金を受け取るための申請が別途必要になります。
25	申請は郵送でもできるか？	電子申請と郵送申請の両方が可能です。 ただ、できるだけ早く支援金をお支払いできるよう、可能な限り電子申請をお願いします。
26	認証店であることの証明書類としては、認証ステッカーを貼っている写真でいいのか？	認証ステッカーを店頭又は店内に掲示しているところの写真を、申請に添付していただく予定です。
27	飲食店等の営業許可証の有効期間が令和4年1月末で満了するが、営業許可証の写しの添付をどうすればよいのか？	申請には申請日時点で有効な営業許可証の写しを添付していただきます。1月中に申請されるのなら1月末まで有効な許可証の写し、2月に入ってから申請されるのなら2月から有効な新たな許可証の写しが必要です。
28	営業許可証の名義人と、申請者が異なる場合は、どうすればよいのか？	過去の協力金の申請と同じく、許可名義人と申請者の連名による「申出書」を提出いただく予定にしています。そこに書かれた理由を踏まえて、審査させていただきます。
29	申請してから、どれくらいで支払ってもらえるか？	申請書に不備がなければ、申請から3週間程度でお支払いできると考えています。
30	支給された場合（不支給となった場合）に、何か通知が来るのか？	郵送か電子メールで、通知をお送りする予定です。
31	オンライン申請をしていますが、不備のメールが来ました。不備の修正はどのような操作をすれば良いか？	送付いたしましたメールのURLから追加いただく書類を添付いただき送信ください。
32	オンライン申請をしており、申請を一時保存している。再開方法はどのような操作をすれば良いか？	申請フォームのURLをクリックしていただくと、一時保存されている画面が『回答中のデータがあります。再開しますか？』と表記されます。『再開する』を選択いただき申請ください。 【※注意事項：一時保存した場合、添付ファイルは3日(72時間)経過するとリセットされ削除されます。】
33	オンライン申請を既に行ったが、郵送申請に切り替えることはできるか？	重複の申請を防ぐために、申請中に切り替えることはできません。
34	郵送申請を既に行ったが、オンライン申請に切り替えることはできるか？	重複の申請を防ぐために、申請中に切り替えることはできません。
35	県の認証ステッカーを申請しているが、まだもらえていない。この状態でも、令和4年2月28日までに一時支援金を申請すれば、受け付けてもらえるとのことだが、認証ステッカーの写真の代わりに、何か資料を出す必要があるのか？	【2月18日追加】 認証ステッカーの写真の代わりに、令和4年2月28日までに認証取得申請されたことを示す資料を、一時支援金の申請に添付してください。 (例) ・県への認証申請の手続完了メールのスクリーンショット ・郵送申請の場合は、申請日と申請店舗名・申請店舗所在地・申請者名を明示して認証取得申請した旨を書いた書面 なお、認証を取得されれば、認証ステッカーを掲示しているところの写真を一時支援金事務局まで提出してください。